

財務省告示第三百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年七月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 十一回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため八年度の発行の特例等に関するの公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と



八		口		六		イ		二	
国債市場	札非	札非	競争	競争	競争	競争	競争	競争	競争
整理基金特別会計法第五条	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規	債項の規
百億二千六百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元	百億九千五百萬元
利付債に基	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規	第一項の規
定に基	定に基	定に基	定に基	定に基	定に基	定に基	定に基	定に基	定に基
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
行	行	行	行	行	行	行	行	行	行
した	した	した	した	した	した	した	した	した	した
た	た	た	た	た	た	た	た	た	た
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
積	積	積	積	積	積	積	積	積	積
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兆	兆	兆	兆	兆	兆	兆	兆	兆	兆
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
億	億	億	億	億	億	億	億	億	億

各国債市場特別参加者ごとの申込みの応募額を割り当てる。



十 十  
口 イ 一  
発

十 十  
三 二

の 經 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 争 価 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

額 以 額 平 ず 額  
面 上 面 成 る の 整  
金 の 金 十 十 〇 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
額 そ れ ぞ れ の 応 募 価 格  
百 円 に つ き 百 円 十 二 銭  
百 円 十 五 銭

(一) 年 二  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0 \times 30}{100 \times 365}$$

(二)  
発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に  
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る  
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口  
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

平成十八年七月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十八年六月二十日	る利子を支払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎を六月二十日及び十二月二十	毎を六月二十日及び十二月二十	後	第二期以後の利子
------------	---------------	------	-------------	-------------	----------	----------------	----------------	----------------	----------------	---	----------

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成十八年七月二十日  
 平成十八年十二月二十日  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）  
 については、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住  
 者又は外国人である場合に  
 は、前記(一)の算式により算出  
 た金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。

十四 初期利子